2021 年 7 月 29 日

●教区について

教区とは、司祭団の協力のもと、教皇が教区司教（教区長）に司牧を委託した特定の地域をいう。

イエス・キリストは、この地上における宣教と、ご自分を信じる神の民（教会）の司牧を 12 使徒に委ねられました。その 12 使徒の頭が聖ペトロです（マタイ 16･18-20 参照）。教会の発展に伴って、12 使徒の後継者が司教団へと受け継がれてきました。また、聖ペトロはローマの司教であったため、歴代のローマの司教（教皇）が、全世界の神の民（普遍教会）の最高責任者として首位性をもって統治し、世界の各地域における神の民の一部（部分教会）を、自分が任命した司教に、その統治を委託しています。司教は、司祭団の協力のもとに、委託された特定の地域の教会（神の民の一部分、部分教会）の宣教司牧をおこないます。

「教区」（Diocese）とは、教皇から任命された司教が、司祭団の協力を得て、その宣教司牧を委託されている特定の地域の教会（神の民の一部＝部分教会）のことを指し、正式な名称は「司教区」です。1959 年 6 月 30 日以降、中国地方全域は、一人の司教が責任をもって統治する権能がある「司教区」となりました。通常は、司教座聖堂が置かれている地名で呼ばれることが多く、現在、中国地方全域を管轄する司教区は、「広島司教区」と呼ばれています。「司教区」昇格するまでは、「使徒座代理区」（Vicariate Apostolic、1923 年 5 月 4 日～1959 年 6 月 29 日）というローマ教皇が統治権を持ち、その代理となる教区長（司教や司祭）が補佐をしていた時代もありました。

＜豆知識＞
現在、日本は１６の「司教区」に区分されていて、広島司教区は、山口県、島根県、広島県、岡山県、鳥取県にある４１の小教区を統治しています。

※参考：「教義と組織」カトリック中央協議会
https://www.cbcj.catholic.jp/catholic/dogma/

●小教区について

教区司教が統治する部分教会の中にあり、恒常的に設立された一定のキリスト信者の共同体が「小教区」です。教区司教は、通常、小教区の宣教司牧を、主任司祭に委託しています（教会法典第 515 条参照）。小教区には必ず一つの教会堂がなければなりませんが、必要に応じて、巡回教会や集会所が設置されることもあります。

以上